

福井地方裁判所民事部 御中

令和4年(ヨ)第15号

関西電力株式会社・高浜原子力発電所1～4号機運転差止め仮処分命令申立事件

債権者 中島哲演外1名

債務者 関西電力株式会社

証拠説明書

令和4年10月31日

債務者代理人弁護士 笠原一浩

号証	標目 (原本写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲50	原子力事故を めぐる社会の 反応	写し	2014.8	佐藤吉宗	チェルノブイリ原発事故の際には 1000キロメートル離れたスウェー デンにおいてすら、線量率 6 mSv /【時】を記録した地域があった こと(9枚目)	
甲51	国会事故調報 告書	原本	2012.9. 30	東京電力 福島原子 力発電所 事故調査 委員会	福島第一原発事故の経緯、特に ① 重要な機器が地震動によって 破損したと考えられること (13p) ② 大量の放射性物質が環境中に 放出されたこと(349-351p) ③ 福島第一原発事故を経験して 改定された原子力基本法は、 「前項の安全の確保について は、確立された国際的な基準を 踏まえ、国民の生命、健康及び 財産の保護、環境の保全並びに 我が国の安全保障に資するこ とを目的として、行うものとし る。」と新たに定め(2条2項)、 生命、健康及び財産の保護、環 境の保全を明確にしたこと (582-583p) など	

甲 52	「全国の避難者数」と題する文書	写し	R4. 9. 9	復興庁	国の統計によっても、いまだに 3 万人以上が避難を余儀なくされていること
甲 53	「東日本大震災における震災関連死の死者数」と題する文書	写し	R4. 6. 30	復興庁など	東日本大震災における福島県内の震災関連死の数は、岩手県や宮城県と比べて突出していること（なお宮城県の人口は福島県よりも多い。）。
甲 54	福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描	写し	H23. 3. 25	近藤駿介	最悪の事態を想定した場合（4号機の核燃料プールにおいて、燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生して放射性物質の放出が始まり、次いで他号機においても同様に放射性物質の放出が始まった場合）、強制移転を求めべき地域が170km以遠にも生じる可能性や、希望者に移転を認めるべき地域が250km以遠にも発生することになる恐れがあること
甲 55	記事「「世界一厳しい基準」は根拠無し。「第二の安全神話」を作っているに過ぎない。大間原発差し止め訴訟の工藤函館市長が口頭弁論で指摘（函館）」	原本	2014. 7. 17	一般社団法人環境金融研究機構	現函館市長である工藤壽樹氏は、大間原発無効確認等請求訴訟の第一回口頭弁論期日において、「戦争もまさに壊滅的な打撃を与えますが、復興は可能です。」「しかし、放射能というどうしようもない代物を広範囲にまき散らす原発の過酷事故は、これまでの歴史にはない壊滅的な状況を半永久的に周辺自治体や住民に与えるのです。」と述べたこと等
甲 56	「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（表紙と 67-69p）	写し	2018. 12. 19	原子力規制委員会	① 「深層防護」とは、「安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持ったいくつかの障壁（防護レベル）を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求める」という考え方であること（67頁） ② 「深層防護」は、国際原子力機関（IAEA）の最上位安全基準である「基本安全原則」（SF-1）において「原子力発電所において事故を防止し、かつ、発生時の事故の影響を緩和する主要な手段」として位置づけられており（67頁）、IAEAの安全基準の一つ

					<p>である「原子力発電所の安全：設計」(SSR-2/1(Rev.1))では、「深層防護」を踏まえた安全基準が、以下のとおり5つの防護レベルとして具体化されていること(67頁～69頁)</p> <p>③ 深層防護の5つの防護レベルの内容(67頁～69頁)</p> <p>④ 原子力規制委員会も、「設置許可基準規則は、深層防護の考え方を踏まえ、設計基準対象施設(同規則第2章)と重大事故等対処施設(同規則第3章)を明確に区別しており、これをIAEAの安全基準との関係でおおむね整理すれば、同規則第2章には『設計基準対象施設』として第1から第3の防護レベルに相当する事項を、同規則第3章には『重大事故等対処施設』として主に第4の防護レベルに相当する事項をそれぞれ規定している。」とあるとおり、原子力利用の安全確保に当たって「深層防護」の考え方を踏まえるべきことを前提としていること(69頁)。</p>
甲57	判決	写し	R3.3.18	水戸地裁(データ化は(株)LLI)	<p>IAEAは第1から第5までの防護レベルによる深層防護の考え方を採用していることを前提に、「IAEAの加盟国である我が国の原子力基本法は、原子力利用の安全の確保について確立された国際的な基準を踏まえるものとしており、原子力規制委員会は、IAEAの上記深層防護の考え方を踏まえ、原子炉等規制法の委任を受けて制定した設置許可基準規則において、設計基準対象施設に係る同規則第2章で第1から第3までの防護レベルに相当する安全対策を、重大事故等対処施設に係る同規則第3章で第4の防護レベルに相当する安全対策を規定し、避難計画等の第5の防護レベルの安全</p>

					<p>対策については、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法によって措置がされることにより、もって、発電用原子炉施設の安全を図るものとしている。</p> <p>そうすると、我が国においても、発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである。」と判示したこと</p>
甲 58	改正 令和 4 年 6 月 8 日 原規 技 発 第 2206082 号 原 子力規制委員 会決定	写 し	R4. 6. 8	原子力規 制委員会	基準地震動ガイドの改訂内容
甲 59	基準地震動等 審査ガイドの 改正	写 し	R4. 6. 8	原子力規 制庁	原子力規制委員会は、本件改訂の趣旨について、「審査実績等を踏まえた表現の改善等を行うものであり、規制要求や審査の緩和を行うものではありません。」と説明しており、したがって、この説明を信じるならば、上記改訂にもかかわらず、基準地震動ガイドの実質的な内容は従前のままであること
甲 60	シビアアクシ デント対策既 成の基本的考 え方に関する 検討	写 し	H24. 7. 1 2	原子力安 全・保安 院	欧州では、航空機衝突等の対策として、格納容器を二重にするなどの対策を行っていること
甲 61	大飯 3 号炉お よび 4 号炉竜 巻影響評価に ついて	写 し	H26. 2. 1 8	債務者	債務者が本件原発の竜巻影響評価を検討する際、原子炉格納容器を「竜巻防護施設の外殻となる施設」とし、「竜巻防護施設の外殻となる施設に求められる機能は、防護機能である。防護機能については、評価に用いる設計竜巻に対し、竜巻防護施設の外殻となる施設の

					構造健全性を確認することにより、内包する竜巻防護施設が影響を受けないことを確認する。」としていること（35, 36頁）
甲 62	科学 2013 年5月号『核テロの脅威について考える』	写し	H25. 5. 1	佐藤暁	原発を標的としたテロ事件は、世界中で数多く起こっており、また、911テロの計画立案者が航空機衝突の標的の一つに原発も入れていたことが明らかになっており、また、原発を標的とするテロが可能であることは、グリーンピース等による重要施設への侵入、模擬爆弾の投下等によっても明らかになっていること（556～559頁）